

令和3年度 第1回 大和郡山市自治基本条例検証委員会

①開催日時

令和3年9月29日（水） 午後2時～午後3時

②開催場所

大和郡山市役所 2階 200会議室

③出席者

浅田尚紀委員長、植村俊博委員、飯島敬子委員、亀岡静代委員、川端章代委員
石間彰委員、氏原靖夫委員、小倉直人委員、中尾誠人委員、田中浩委員

以上10名

④次第

1. 開 会
2. 市長挨拶
3. 出席者紹介
4. 委員長の選出について
5. 大和郡山市自治基本条例及び前回の検証について
6. 令和3年度大和郡山市自治基本条例の検証について
7. そ の 他
8. 閉 会

⑤議事

○事務局

定刻になりましたので、これより、令和3年度、第1回大和郡山市自治基本条例検証委員会を開会させていただきます。

皆様には、自治基本条例検証委員会委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。また本日は御多忙の中、御参集いただきまして、重ねて御礼申し上げます。

ます。

それでは、早速ではございますが、委員委嘱に関しまして、お手元に上田市長からの委嘱書をあらかじめお配りさせていただいております。

初めに、上田市長から、委員委嘱に当たりましての御挨拶を申し上げます。

市長、お願いいたします。

○上田市長 皆さん、こんにちは。

委嘱書、届いておりますか。

これをもって正式に、この検証委員会の委員として御就任をいただいたということで、よろしくをお願いいたします。

実は昨日、今日と敬老月間で、今朝も97歳の方のところを訪問しておりました。郡山はいいイベントがありまして、97歳の方を訪問して、100歳にまた会おうという約束をしてるんです。

今朝、1人目にお会いした方は戦争の話をして、もう涙を流しました。満州におられて、ソ連と満州の国境にいて、戦争末期、体に10キロの爆弾をくくりつけて、戦車にみんな飛び込んで行くんですね。そのときに、その方は体調を崩してしまって、寝込んでしまった。次の順番だったのに、順番回ってこなかったそうです。回らないままに終戦を迎えた。だから、人間の運命というのは本当に、それから何度もそのようなことがあって、2年かけて復員してこられたそうです。生き死にの境目をもう随分見たと、今、生きてるのはその褒美かなと言っておられました。そんな様々な人生があるんだと、僕は改めて感じた次第でございます。

そういった、いろんな方々がお住まいのこの郡山、自治基本条例ということでございます。「自治というのは今、何だろう」というのは、時代によって随分変わってきたと思います。まさに、戦前の時代には自治というのはあったんだろうか、体験してないので分かりませんが、時代は大きく変わってきました。

私は今、シビックプライドということをよく申し上げています。シビックというのは市民、プライドは誇り、市民がやっぱり誇りを持つ、町に対して誇りを持つことはとても大事だろうと。この言葉は、もともとヨーロッパから起こりましたけれども、この言葉にもう一つ、ものすごく大事なこと、意味が含まれていて、それは、自分たちのまちは、自分たちでよくしていこうということなんですね。まさに、自治であるわけです。

官民協働とありますが、最近はよく公民連携のまちづくりとあります。幾つか例を挙げると、公園の在り方というのは今まで、役所が造って、どうぞ使ってくださいと。三種の神器がありましたよね、滑り台とブランコと砂場と。これらを、セットで置いておいて、はい、どうぞお使いくださいという話でしたけれども、最近公園行きますと、禁止看板ばかりです。球技するとか蹴ってはいけないとか、もうそういうことばかりになってしまいました。

これを今、変えていこうと。地域の方々に、全国でそういう運動も起こっていますが、地域で何か組織を作って、地域の公園を、何々してはいけない公園から、何をしてもよい公園へというふうに、みんなが了解できる、何ならできるという、そういう前向きな公園にしていこうという動きも出ています。郡山でもそういうふうに、公園についても考えていきたいものです。

それから、国も公園に関して、そんな動きもいいよというふうに法律を、実は変えてきているんですね。例えば公園で物を売ったりとか、民間の力でカフェを作ったりとか。だから、今その実験で、矢田で矢田サロンという、保育所の跡地を利用したところで、スーパーと提携して移動販売が始まりました。公園を利用した移動販売です。普通は、公園になかなか車をつけれないところが多いので難しいのですが、これからそんなこともやっていく時代かなと思っています。

それから、あと郡山で、空き家の活用ということでリノベーションのまちづくりを進めています。去年の秋に、大和郡山まちづくり株式会社という民間の若者による会社ことができました。市と連携協定を結んで、空き家の情報を提供したりしながら、まちづくりを進めようとしています。

もう一つだけ申し上げますと、実は、この建物も半年の運命でございまして、新しく建て替わります。この建物は、実は山田守さんという方が建てられた建物です。この方は、ここを昭和36年に建てた後に京都タワーの設計をし、その後は、日本武道館の設計をされました。そうすると、皆様にわかっていただけるのですが、すごい人に頼んだのだなあと。私が、頼んだわけではないのですが、どういう経緯があったのかわかりませんが、これも1つの誇りにしたいなと、そんなふうに今、思っているところです。

本日は、どうぞ、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○事務局 市長は、公務がございまして、これにて退席いたします。

続きまして、本日の会議の出席者の御紹介をいたします。

(略)

それでは、続きまして、次第4の委員長の選出についてでございます。

恐れ入りますが、資料2を御覧いただきまして、大和郡山市自治基本条例検証委員会運営要綱をお手元に見ていただけますでしょうか。

要綱の第5条第1項の規定に、委員長は委員の互選により定めるとあります。委員長の選出については、いかがでしょうか。

○A委員 よろしいでしょうか。

B委員は、他の自治体においても、こういう審議会の委員等の経験も豊富な方でございますので、B委員にお願いしてはどうかというふうに考えております。

○事務局 ありがとうございます。

ただいま、A委員よりB委員に、との御意見がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 ありがとうございます。

皆様の御賛同を得ましたので、B委員に委員長をお願いしたいと思いますが、B委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○B委員 謹んで、お受けいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、B委員長、恐れ入りますが委員長席へ、よろしく願いいたします。

それでは、ここからは要綱第6条第2項の規定に基づきまして、B委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。

委員長、どうぞよろしく願いいたします。

○B委員長 委員長を務めさせていただきます、Bでございます。改めて、よろしく願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿って進めてまいります。

次第の5番目です。大和郡山市自治基本条例及び前回の検証について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 事務局より説明させていただきます。

資料の確認でございます。1枚目、次第でございます。資料1が名簿でございます。

資料2が先ほどの運営要綱でございます。資料3が大和郡山市自治基本条例、資料4が自治基本条例の検証についてでございます。資料5は、縦長のA3の用紙が2枚ございます、資料5-1、5-2でございます。続きまして、資料6、新たに自治基本条例を設置した自治体について。資料7、検証の結果改正した自治体の主な内容でございます。資料8、検証の結果、改正しなかった自治体。資料9、事務局修正案、資料10、今後のスケジュールでございます。

皆様、資料は大丈夫でしょうか。

そうしましたら、資料を見ていただきながら、御説明させていただきます。まず、資料3でございます。

資料3は、自治基本条例について説明させていただきます。

まず1番目、自治基本条例とはということでございますが、自治基本条例とは、自治の基本ルールを定めたものでございます。市民や議会、行政による協働のまちづくりを実現するために、どのような理念の下、誰がどのような役割を担って、どのような方法で決めるかを明らかにしたものでございます。

2番目、なぜ自治基本条例があるのかということでございますが、社会情勢でいいますと地方分権が進展し、市民のニーズの多様化また複雑化、市民活動が活発化する、そういった状況の中で、市民と行政による協働のまちづくりを実現していくために、本条例を制定したものでございます。

全国では、おおよその数字になりますが400の市町村が制定しておりまして、約23%の自治体が制定している状況でございます。奈良県内では、大和郡山市を含めて9市町村が制定している状況でございます。

3番目、制定までの経過についてでございます。自治基本条例は、平成19年8月、43名の市民公募の委員様、最終的には28名の皆様と大学教授などで構成された大和郡山市自治基本条例策定委員会を設置し、約2年4か月、合計で28回の策定委員会を開催し、条例の素案を取りまとめ、平成22年に市長へ答申しております。その後、パブリックコメントの実施、23年には市議会への議案の提出、議決を経た後、24年4月より条例を施行しています。約4年間をかけて、制定されているものでございます。

続きまして、資料4、大和郡山市自治基本条例の検証についてでございます。本条例32条におきまして、「市長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、社会情勢等に適合するよう定期的に検討し、必要に応じて見直ししなければならない」とい

う条項がございまして、本日この条例の検証を行うため、本自治基本条例検証委員会を設置したものでございます。

2番目、前回の検証結果でございます。当時5年前、平成28年度、その時点におきまして、本条例を見直す必要性はないとの結論に至っております。その主な理由は、社会情勢等の変化などにより必要と考えられる条項は、既に整備されている。また、審議会等への公募委員の参加、本条例の理念に基づく制度等の構築及び市民との協働による施策の実施効果が現れているということでした。

以上でございます。

○B委員長 ありがとうございます。

続きまして、令和3年度大和郡山市自治基本条例の検証についてということで御説明いただきたいと思っております。

○事務局 引き続き、事務局から説明させていただきます。

続きまして、資料の5-1、5-2を見ていただけますでしょうか。A3の資料でございます。左側には、大和郡山市の自治基本条例第1条から第32条まで列記しております。この表は、最近3年間ぐらいの中で、新たに条例を制定された市町村を、その右横に王寺町、広陵町、武蔵野市、海津市とずっと続けてありますけれども、この8市の条例の体系について比較するものでございます。

例えば、王寺町でございますと第1条、大和郡山市の目的に対して、目的及び条例の位置づけというのがございます。全部の説明は控えさせていただきますが、王寺町をさっと見ていただきますと、例えば3条の基本理念のところはなかったり、7条の青少年及び子どもの権利がなかったり、14条、15条、16条、17条、18条等は記載がございません。

一番下の枠を見ていただきますと、少し黄色で色づけしているコミュニティーの形成、まちづくりの協議会というのがございます。こちらは、大和郡山市の条例で、直接表記していないものがあるということで、ここに黄色で表示しています。

もう1町、広陵町を見ていただきますと、広陵町は、ほとんど大和郡山市が規定している第1条から30条まで、全部埋まって記載されております。それに加えて、大和郡山市の条例に直接は該当してないかなと思われるものが、事業者の役割と責務であるとか基礎的コミュニティー、まちづくり協議会、まちづくり協議会への支援、町民公益活動など、色が変わるんですけども、文化のまちづくり、生涯学習のまちづ

くりとございます。

全体としましては、こういった形で比較している図となっております、特に、王寺町は17条で構成されている自治体でございます。広陵町は、逆に40条ございまして、見ていただくとおり王寺町は当市に比べて少ないですし、広陵町はたくさんあるというようなことがございます。

続きまして、この資料を見ていただきながら、資料6を御覧いただけますでしょうか。

資料6は、新たに自治基本条例を設置した自治体を比較したこの表の考察をしているものでございます。新たに設置された8つの自治体の条例を、体系的に比較したときに、基本的には、おおよそ同様の項目が記載されていることを確認いただけるのではないかと考えております。特に、新しく作られた自治体ですので、最近の社会情勢を考慮した上で条例を制定されてると思いますが、おおよそ全体的には同様の項目が存在するというのを見ていただけるかと思えます。

2番目、新たに設置された8つの自治体のうち、独自に設けている条文について、見ていただきます。一番下の欄の、灰色の部分をご覧いただけますでしょうか。例えば、広陵町の文化のまちづくりであるとか、生涯学習のまちづくり、武蔵野市の文書管理、平和及び国際交流、委員会等への市長等の出席、等々ございます。

こちらは、当市には直接該当する条文がないですが、他の自治体にも該当する条文がございます。この灰色の部分のところは、各自治体の特色があるところと考えていただいていると思います。特に、文化・歴史については、当市であれば前文に書かれている内容であります。この灰色の部分というのは、その各市町村の独自のものであるとお考えいただければという整理でいいかと考えております。

3つ目でございます。3つ目は事業者、地域活動団体、非営利活動団体、町内会、地域コミュニティー、まちづくり組織など、どちらかというところ、そういう地域コミュニティーに関係する、文言についてどうかというところ。この5-1の表の下の黄色の部分を見ていただきますと、5-2の犬山市でありますとか橋本市も、一番下の欄に、事業者の役割であるとか地域活動団体の役割であるとか、橋本市も、地域運営組織であるとか民間非営利組織であるとか、組織の在り方について記載しており、大和郡山市は直接条建てしていません。比較した8つの自治体のうち、6つの団体で条建てされて、地域コミュニティーなどについての文言が書かれています。

ただ、当市は直接、文言等で条文化していませんが、黄色で書かれている第2条の定

義の中に、事業所のことが書かれていたり、25条の黄色で示している市民公益活動の推進や、26条の協働及び参画の推進という欄の中で、この地域コミュニティーなどについての記述しております。

資料5、資料6については説明、以上でございます。

続きまして、資料7、検証の結果、改正した自治体の主な内容について申し上げます。こちらの資料は、ここ数年で、もともと条例を制定していた自治体が条例を修正した内容を取り上げております。

富山県魚津市です。1番目、こちらも、先ほどの内容と関係するところが多いのですが、地域コミュニティーの章において自治会、地域活動団体、地域振興会などの地域コミュニティー団体の定義を追加し、市が地域コミュニティーの活動を支援する内容を追加したものでございます。

また、2番目は地域防災への意識の向上を図るため、市民が防災訓練へ積極的に参加するとの内容を追加したもので、危機管理の部門でございます。この1、2の改正については、当市の条例に該当する部門としまして、第7章の市民参画、協働、25条の市民公益活動の推進の部分であると考えております。また、危機管理に関しましては、第6章の24条、危機管理という部門に該当すると考えております。

続きまして、大分県日田市でございます。こちらも、地域コミュニティーの機能を維持するためということで、地域コミュニティーに関する項目を修正しておられます。こちらも、当市の条例は同じく第25条、市民公益活動の推進という部門が当たるものと考えております。

続きまして、熊本県熊本市でございます。こちらは、公職選挙法の改正及び民法の改正ということで、未成年者の年齢が20歳から18歳に引き下げるという改正をしております。

2番目は、熊本県で、地震がございましたので、危機管理のところ、修正をされておられます。こちらにつきましても、当市としましては、第7条の青少年及び子どもの権利のところや第6章、24条の危機管理で規定しているところでございます。

続きまして、岐阜県羽島市でございます。1番目は、職員の役割及び責務について、地域活動を担う一員であることを自覚し、自らも地域のまちづくり等に参加するという文言を追加しております。2番目、危機管理について、毎年多くの命が失われる地震・災害が頻発する中でということで、危機管理について変更しておられます。3番

目、国・県等との連携において、民間企業・大学等とのという文言を修正しておられます。

こちらの1番目、職員の責務に関しましては、大和郡山市は、第5章市長等、第12条、市職員の責務で記述しております。2番目の危機管理は、第24条の危機管理、3番目の国・県との連携については第8章、連携と協力、他の自治体との連携で記述しております。

資料7については、以上でございます。

資料8、検証の結果、改正しなかった自治体でございます。佐賀県佐賀市は、検証すべき条文について、委員からの意見に基づき抽出し、審議した結果、継続的な検討の余地を認めつつも、早急に改正すべき必要はないとの判断がありました。

兵庫県三田市でございます。おおむね適正に運用されており、今回の検証をもって、速やかに同条例を改正する必要がないとの判断でございます。ただし、情報共有や個人情報保護というところで意見が付されたようでございます。

新潟県十日町市は、本条例の内容の趣旨に沿った取組みができているということで、条例の改正や見直しは行わないという判断をされておられます。

北海道江別市も、まちづくりのルールとして適切に表現されており、現段階で改正の必要はないとの結論ということで、解説書などにおいて分かりやすい説明に努めるとということで、改正はしておられないようでございます。

以上でございます。

○B委員長 ありがとうございます。

ただいま、前回の検証、それから今回、他の条例を定められているところとの比較ということで、資料を説明いただきました。

これまでのところで、御質問、御意見、ございますでしょうか。

○C委員 今までのところをざっと聞かせていただきまして、日頃から感じていることですが、昔と違って、近所付き合いというものが少なくなっているというか、自治会などの活動も大変少なくなっていると思います。今はコロナ禍ですので、自治会の活動自体も行われていないということを差し引きましても、やはり地域コミュニティ自体は衰退していると思っています。

この資料を見せてもらい説明を聞いている中で、新しい条例を作っているというところは、自治会や地域コミュニティを意識されていると思うのですが、この大和郡山

市の条例では、この条例や解説書等は十分に対応できているということなのか。

○B委員長 どうぞ。

○事務局 御指摘いただいているところは、多くの自治会長様からおききしておりまして、自治会の高齢化が進んでいる、役員のなり手が少なくなっている、などということをお聞きしております。

先ほど、説明いたしました資料5の下の方ですけども、各市町村が新たにコミュニティーについて触れているところがございます。当市については、逐条解説の20ページ見ていただけますでしょうか。

25条に、市民公益活動の推進というのがございまして、表現としましては地域活動団体を条建てて取り上げてはいませんが、市民公益活動の推進ということで、市民は自治会、地域活動団体、ボランティア、NPO等の団体が行う非営利活動団体に関心を持って、地域課題の解決に努力するよう、記載しております。2項では、その解決するために市が支援すべきこと、市は適切な支援を講じなければならないことを記述しています。3項では、その組織の結成ができるということを記述しています。

条例の体系が違いますが、資料5-1で示している下の黄色の部分が、当市の25条、26条または第2条のところと同じ色で示しており、関連している項目ということですので、今、お話しさせてもらった市民活動への支援というものも含めて、市できっちりと書かれていると考えております。

○B委員長 いかがでしょうか。

○C委員 ありがとうございます。

○B委員長 ほかに、特に御質問、ございますでしょうか。

○D委員 奈良県では広陵町が最近、中小企業基本条例を作ったんですけど、やはり中小企業というのは経済、20%以上の雇用を守って経済も支えているわけです。その中小企業の基本条例というのがこの中に含まれてないので、そのあたりを郡山市はどう考えられているのか。

○B委員長 それでは、事務局、何かありますか。

○事務局 直接、中小企業ということで書いてはませんが、解説書の3ページ、御覧いただけますでしょうか。

これは大和郡山市の基本条例の体系になりますが、定義の第2条（1）市民というと

ころですが、「市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者及び市内で事業を営むものをいう」という定義にしています。この解説なんですが、3ページの下の解説をご覧ください。「まちづくりに関する様々な活動については、市内に居住している人に限らず、市内の事業所に勤務している人や、市内の学校に通学している人、市内で事業活動を行っている個人や団体など、たくさんの方がいます」と。「本市におきましては、昭和工業団地という県内最大の工業団地があり、多くの企業が立地し、また市内で事業所、店舗を構えている個人店舗もたくさんあります。これら全てを総じて、市民と位置づけました」と記載しています。

当初、作らせていただいている中で、多分この市民というところに、全ての企業様や事業所様のことを含めての体系になっているということでございます。

○D委員 事業所というのは経済だけじゃなくて、もちろん社員さんの社員教育で、社会人としての人格づくりであったり、それから昨今、昭和工業団地もですけど「おしごとフェスタ」で子どもたちの教育に関わったり、企業もそのように関わっておりますので、もう少し、この条例が分厚くなったらいいなと思います。意見書も書けるようですので。

○事務局 後ほどまた、解説のところでも少し触れさせていただけたらと思っております。

○B委員長 ありがとうございます。

ほかに、ございますでしょうか。

なければ、次に、事務局からの提案ですけども、続いて説明をお願いします。

○事務局 続きまして、資料9を御覧いただけますでしょうか。

事務局としましては、先ほど御説明させていただいた5-1の資料でありますとか、最近変更された各市町村の条例を見た上で、必要なところの検証をさせていただきたいと思っております。

事務局修正案の①、成人年齢の引下げでございます。こちらは、条例としましては第7条でございます。第7条の中には「青少年及び子どもの権利」という記述がありますが、特に年齢等の記載はございません。

対応としまして、解説書を見ていただきますと、9ページ、一番下の段、「なお、本条例に規定する青少年及び子どもの定義については、民法上満20歳をもって」ということで、年齢が出ております。条例には出ておりませんので、こちらの解説書を18歳に変えさせていただくことで対応できるものと考えております。解説書は当然、20歳

のところを18歳に変更させていただきたいと考えております。

2番目、地域コミュニティ等について、多くの自治体が新設や変更しておられるところで、事業所や自治会、地域コミュニティという言葉を取り上げているところでございます。御説明させていただいたとおり、定義でいいますと第2条1項市民というところで、大和郡山市の条例としては全てのことを包含する形で、記載しております。

3ページの自治基本条例の解説書ですが、先ほど御指摘があった事業者や企業というところを、解説書に加えた方がいいのではないかと考えております。下線を引いているところですが、ここには自治会、婦人会、子ども会、老人会などの地縁型の団体だけでなくボランティア、NPO等の目的別に組織された団体アソシエーション型の両方を含むという形で、いろいろな団体を解説書の中で記載しておりますが、こちらに、事業者や企業という言葉を追加させていただけたらと思っております、その事業者や企業などの営利活動を行う団体も含めて、市民公益団体の推進の中に説明させていただけたらと思っております。

一番下の段落、「また第3項では」というところも、同じように多くの団体を記載しており、NPO等というところがございますので、そこに事業者や企業を加え、解説の中で説明させていただけたらと思っております。

続きまして、4ページ③危機管理のところですが、他市においても、改正や指摘が多くなされているところですので、事務局側として確認したいところです。

条例としましては、まず第6条の市民の責務の中に、2項「市民は、市と協働し、連携し合いながら、安全、安心に暮らせる地域づくりに取り組まなければならない」という条例がございます。それを受けまして第24条、下の枠の中、危機管理の中で、「市は、市民の生命、身体、財産を保護する」と記載しており、そのために「危機管理体制を構築して、連携・協力を図らなければならない」という条例の構成になっております。

5ページ、解説書の下枠の中、危機管理の一番下から「また、第2項では」というところがございますが、「地震、台風などの自然災害をはじめとする不測の事態に対して、常日頃から市民、防災関係機関及び近隣市町村との連携を密にし」というのが今の説明ですけれども、こちらを、「常日頃から、市と市民が緊密に連携協力し、市民一人一人の防災意識を高め、地域住民が協力して災害に備える体制を整備するとと

もに、広域的な災害が発生した場合に対応するため、平常時から防災関係機関、近隣市町村との連携を密にし」という形で、解説書を分かりやすくさせていただけたらと思っております。

続きまして、6ページ④の意見聴取制度でございます。こちらは、一番下の段落、第3項では「パブリックコメントの取扱いについて、運用基準等を別に定める」という規定がございます。その別に定める内容を、平成30年7月に「大和郡山市パブリックコメントの制度に関する指針」を制定しましたので、それを追記するものでございます。

以上でございます。

○B委員長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から今回の検証に当たっての意見を伺いましたが、何かこの内容に関して御意見、御質問、ございますでしょうか。

○A委員 この条例を制定したときの担当の企画政策課長でもありましたので、私の考えを述べさせていただきます。自治基本条例と申しますのは、自治体の条例の中でも一番、ある意味普遍的な、基本の理念になる条例でございます。ですので、事務局の説明を聞いてる限りでは、条例の本文については、そう大きく変更するところはないのかなという気はしております。

ただ、どうしても皆様が、この条例を読むというよりは、恐らく解説書を読まれてということになると思うんですけども、解説書が若干、役所言葉というんですかね、分かりにくい部分もあつたりしますので、高校生も読むことがあるので、もう少し平易な言葉で分かりやすくしてもいいのでは、その方が理解進んでいけるというような気はしております。

恐らく今後、地方自治の仕組みであるとか、社会経済情勢が大きく変化したような段階においては、恐らく、変更が必要なこともあるのかなと思います。今聞いております限りでは、できたら解説書を、もう少し分かりやすく親しめるようなものにできたら、難しいかも分かりませんが、より良いのではないかなというふうな思いを持っております。

以上です。

○B委員長 ありがとうございます。

事務局、何かございますか。

○事務局 大事なところであると思いますので、皆様が理解しやすく、分かりやすい文章のものにできるように考えていけたらと思っております。

○B委員長 ありがとうございます。

ほかに何か、お気づきの点、ございますでしょうか。

○E委員 先ほど指摘あった、総論としては、おっしゃるように、例えば自治会活動が少し弱ってることや、企業がちょっとねとか。

そういう意味でいうとここ、防災について何市か取り上げているけども、防災は、24年からするともうかなり、ある種、行政が市民から離れてますよね。離れてるという表現は適切じゃないかもしれないけれど、もう諦めてるというか。それから、とにかく川にしても海にしても、いろんなことを造ってきたけど、もうそれでは全然、今の自然災害に追いつけないから、とにかくもう発するんで逃げてくれということですよ。

だから、それに対して、24年に作ったこのままの文章でいいのかなというのと、どうなのかという気がしています。もう一つ適切な日本語が浮かばないんだけど、ちょっとそんなことを思いますね。だから、あるとあったらあるんだけど、もうちょっと突っ込んだら何か、何かそういう意味でいうたら、市民もっと頑張れというのか。いや、本当。

○B委員長 どうですか。

○A委員 いまE委員のお話にありましたが、比較的、郡山市は今、自治会の加入率も高いですし、意外と皆さん頑張ってはくれていると思います。

あと、例えば企業にしても、やっぱり昭和工業団地という1つの核となるような協議会があって、そこでも活動いただいているので、やはり大阪やほかのところよりは、恐らく自治会の結束力であるとか、例えば企業同士の協力は、比較的あるのではないかと思いますけどもね。ただ、昔と比べたるとやはり、社会状況が変わってしまっているのですね。

○B委員長 何かございますか。いかがでしょうか。

確かに、この条例そのものの文言を大きく変えるということについては、そこまでのものではないと思います。一通りのことが触れられてますし、時代とともにもちろん社会のルールも違うし、市民の意識も変わってくるのはあるんですけど、根本から変えるところではないような気がしますね。

解説書を、先ほどもっと分かりやすく、それから、変化に応じたところをきちんと丁寧に説明するという説明をいただいたんですが、そこは非常に大事なところだと思うんですね。これがやはり、せっかくなにかいいものを定められてるのに、これを市民が共有して、市も市民も、それから団体も、市全体を発展させようという、そういう意識の根本になるものだと思います。

やはり共有するためには、先ほど言われた分かりやすくというのは、まさにそこなんだろうと思います。そこはぜひ大事なところですので、解説書も考えていただければいいかと思います。

皆様からは、何かございますか。それぞれの立場で御専門の方もおられるので、何かお気づきの点がありましたら、ご意見ございませんでしょうか。

○D委員 これについては、高校生は、知らないんですか。

○A委員 今回の件、子どもの権利というんですかね、そのものも書いてますし、やはり子どもも地域社会を作っている一員です。だから私、課長のときにこれ作るときも、市民の方々の意見の中でできるだけ平易な言葉で、あまり行政言葉で難しいことを書いてあるのと違って、子どもたちが見ても分かるような、そんな条例にできたらなという意見が多かったですので、そういう意味も込めて先ほど申し上げました。どうしても内容が内容ですので、難しくなるのは仕方がないんですが、できればもう少し、平易な言葉で何か工夫できたらなと思います。

そのあたりについては、他の自治体の作り方を参考に、親しみ湧くような、子どもたちにも手に取ってもらえるようなことを考えていただけたらと思います。

○事務局 はい、承知しました。

○D委員 やっぱり地域に人を残すということは、すごく今後の、コロナになって、課題だと思いますので、高校生が勉強するというのは、すごくいいことだなと思います。

○A委員 中学校でも、公民の時間のなどで、何か検討いただけたらいいのかもしれませんが、なかなか授業時間の関係で難しいですかね。

○F委員 そうですね。学校でも今後、文科省からもあるんですが、コミュニティースクールという形で、学校と地域と共存しながら子どもたちの教育をしていくということが今後、進められていきます。郡山市はまだ、そこまで進んでないですが、平和地区で具体的にコミュニティースクールを立ち上げて、徐々に市内全域に広げていく計画、予定もございますので、今、自治が希薄になってるという意見もありましたけども、

そうではなくて、子どもたちは地域の中で育って行って、最終的に郡山の子どもたちが郡山で活躍できる、そういう子どもたちをどんどん育てていきたいと、学校では考えています。

○B委員長 どうぞ。

○A委員 これは、補足して作るものとして、もう一つ、例えば、中高生が読めるような解説書を作るというのも、1つの方法と思います。

もう一つは、お年寄りの方が読めるようなもの。それぞれが読みやすいものを考えてみるのも一つかなというふうには思っております。

○B委員長 ありがとうございます。

今、話題になった教育は、非常に大事だと思います。やはり、市のことをよく知る、市の一員として、そういう意識をやっぱり教育の中で育てていくというのは、すごく大事です。子どもたちがそうやって育っていくと、家庭に帰って、家族ともそういうふうな話題にも出てきますので。そういう意味では教育のところでうまくこういうものが浸透する工夫はしていただくとありがたいなと思います。

何かございますかね。ほかに御意見などございますでしょうか。

○E委員 自分で細かいことを意見書というか公募の文書に書いたもので、それで選ばれたので、何かこういう言葉を入れるべきかと思って考えたのが次の文面なんです。一応、前文の一番後ろに付け加えたらどうかと思います。これ局所の話になるので、とても細かい話になるのではということも思いつつ、この前文の一番最後、「ここに大和郡山市自治基本条例を制定します」という、その言葉の後に、「そして、私たちはデジタルを活用しつつ、できるだけシンプルに自助・共助・公助が有効に機能し、徒歩圏内で全ての物事・生活が完結できる町に住むことを目指します」。

これ、新しい新庁舎ができるので、みんな寄ってきてくださいという方向なんですけども、現実には、高齢者は、毎日コロナの案内が来ますけど、2万8,000人以上いまして、その人たちがあと何年かすると、だんだん移動する楽しみがなくなっていくということになります。今回、矢田でそういう活動もありますけど、やはり発想としてはこっちに来るという発想かなと。それから、「親子まつり」もこちらに来るし、「何々まつり」といいましたら、そこに来るし、役場できたし、またここに来ると。そうしますと、その2万8,000人、みんなが来るのかと。2万8,000人が来たら来たで、また大変な話です。

僕自身は、これ解決する方法は今、国が地方へと言っているのと同じで、やはり町中心からエリアに散っていくべきかという思いがありまして、具体的な提案は、また別にしたいと思っておりますが、市、市民の心がけとしましたら、できるだけシンプルに、デジタルの活用というのは当たり前で、今はもういろんなことを言われているから、そういうことを上手に使いながら、お金を使わずに自助・共助・公助、この辺りのすみ分けを考えて。

具体的には、歩いて行けるところで物事が完結すると。ですので、仕事も歩いて行けるところにあるし、例えば80、100までと言われてるいるので、80で働けるところというのは、市役所の中にできても違うのではないかな。やはり、歩いて行けるところに働けるところがないといけないのではないかというふうなこと。子育て、これも保育所も車で連れていくということではなく、やはり歩いて行けるところにある。これは、いろいろ考える必要がありますが、災害のとき、これも歩いて行けるとどこで何とかならないといけないと。

そういうことを含めて、何か短い言葉で、条文に入れようと思いましたが、もう一つ条文に入れる言葉が、細くなるので思いつかなくて。一応、もう一度言います。

「ここに大和郡山市自治基本条例を制定します」という言葉の後に、「そして、私たちはデジタルを活用しつつ、できるだけシンプルに自助・共助・公助が有効に機能し、徒歩圏内で全ての物事・生活が完結できる町に住むことを目指します」というのを付け加えたらどうかと、言葉はもう少し吟味が要るかと思いますが。

とても細かいことですので、考えていましたので、一応それを1つ提案させていただきます。

○B委員長 ありがとうございます。

何か、事務局ございます。

○事務局 そうですね。事務局としましては、おっしゃっていただく内容というのはよく分かりますし、そういう思いで捉えておられるということも分かります。なかなか、条文として今おっしゃっていただいたことを、突然加えるというようなものでもないのではないかと考えます。

前文読んでいただくと、全体的に歴史、文化、自然を大切に、これからはずっと平和な暮らしを守っていく、そういう形の前文が作られております。その歴史文化を守りつつ、まちづくりについて誇りを持ってやっていく、そういう壮大な前文が作ら

れている中で、突然デジタルでという言葉や、何メートル以内というような表現が入るのはバランス的に、どうなのかと思います。

○E委員 そのとおりなのですが、僕がたまたま、公募の文章の中にそのようなことを書いて選ばれたから、何かやはり言わないといけないと思ひまして。

○事務局 ありがとうございます。

○E委員 改めて、もう一度見直したのですが、追加するところがないので、やはり追加するとしたら前文ではないかと。ただ、先ほども指摘あった、自治会の問題であるとか中小企業の問題であるとか教育の問題であるとか、やはりいろんな意味で、打開策というのか、何かそのようなつながるような言葉が入ればいいと思います。

○B委員長 ありがとうございます。自治基本条例ですので、基本的に原則的なことと、それから、何年間かはきちんとそれが共有されて続くものと、今おっしゃられた非常に具体的なこと等は多分、行政施策としていろいろ市もお考えでしょうし、それから、国との関係性の中で進められることもあるでしょうから、またそういうすみ分けとか使い分けも必要だと思います。

自治基本条例という条例になりますので、やはり原則的、ある種、普遍的なものとして定めるというところは押さえておくという、その使い分けは、また事務局で御検討いただけたらいいかと思ひます。ありがとうございます。

様々な御意見いただきましたので、また次回で整理をしていくことになるだろうと思ひます。

それでは、議事を進めたいと思ひますが、7番目のその他でございます。

事務局、ございますでしょうか。

○事務局 資料の10を御覧いただけますでしょうか。今後のスケジュールになっております。

本日、令和3年9月29日、第1回検証委員会を開催させていただきました。今日の御意見も踏まえまして、今日お配りした資料もございますので、10月14日木曜日までに、御意見がございましたら提出いただきますようお願いいたします。

次回、11月1日ですけれども、第2回検証委員会を開催させていただきたいと考えております。その後、11月末には市長へ答申させていただければという日程で考えております。

以上です。

○B委員長 ありがとうございます。

本日の議事としては以上でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。特にないようでしたら、本日の委員会は以上で終了いたします。御協力ありがとうございました。

これにて、第1回の検証委員会を閉会いたします。ありがとうございました。